

職員の賠償責任

普通地方公共団体の職員で、予算の執行、公金の出納保管、物品の管理等いわゆる財務会計事務に従事する者が、①故意又は過失により現金を亡失した場合、②故意又は重大な過失により有価証券、物品等を亡失し又は損傷させた場合、③故意又は重大な過失により法令等に違反した行為をした場合、④故意又は重大な過失によって法令等の規定により当然行うべきである行為を行わなかった場合で、その結果として普通地方公共団体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこととされています。

この賠償責任は、地方自治法に基づく公法上の特別責任であって、民法上の不法行為等に基づく賠償責任ではないと解されており、民法の賠償責任に関する規定は適用されないこととされています（地方自治法第243条の2の2）。

賠償責任を負わなければならない職員の範囲は、次のとおりです。

1 現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）、占有動産及び使用に係る物品を亡失し、又は損傷させた場合

- (1) 会計管理者、出納員、会計員（収入取扱員、歳入歳出外現金等取扱員、受任会計員である物品管理主任及び前記以外の会計員）
- (2) 資金前渡員、給与取扱責任者、前渡資金取扱者
- (3) 占有動産を保管している職員
- (4) 物品管理主任、物品供用員、物品を使用している職員

2 法令に違反した行為をし、又は当然に行うべき行為を行わなかった場合

- (1) 支出負担行為（支出負担行為に相当する行為を含む。）をする権限を有する職員（専決権を有する職員を含む。）及び当該職員の決定について代決権を有する職員で決定に参画した職員
- (2) 支出命令を行う権限を有する職員（専決権を有する職員を含む。）及び当該職員の決定について代決権を有する職員で決定に参画した職員
- (3) 支出負担行為の確認を行う権限を有する職員（専決権を有する職員を含む。）及び当該職員の決定について代決権を有する職員で決定に参画した職員
- (4) 支出又は支払に従事した会計管理者、出納員、会計員、資金前渡員、給与取扱責任者、前渡資金取扱者等
- (5) 契約の適正な履行を確保するため、監督又は検査を命ぜられた職員及び当該職員を直接補助することを命ぜられた補助監督員又は補助検査員
(地方自治法第243条の2の2及び北海道財務規則第344条)